

仙台市安全安心街づくり基本計画【概要】

1 計画の基本的な考え方

■ 計画の目的

仙台市安全安心街づくり条例に基づき、安全安心の街づくりの観点から、自主的な防犯活動への支援を通じて、市民と一体となって地域の防犯力を高め、犯罪の機会を与えない、犯罪をつくりださない環境を整備し、市民が安全で安心して暮らせる街の実現を図ることを目的とします。

■ 安全安心街づくりの範囲

「安全安心」に関しては、現在「地震・風水害等の自然災害の安全安心」や「食に関する安全安心」、「交通安全」等市民生活の様々な分野において、取り組みが行われています。

本計画における「安全安心街づくり」とは、条例において「犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組」と規定しています。

施策の推進にあたっては、「市民一人ひとり」と「地域」の防犯力の向上を重視し、主に日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、自転車盗、特殊詐欺、子どもを狙った犯罪等）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための取り組みを計画の範囲とします。

■ 計画の位置づけ

本計画は、仙台市安全安心街づくり条例に基づいて、安全安心街づくりを総合的に推進するための計画です。

仙台市では安全安心の分野以外にも様々な計画を策定し、各種施策を展開していますが、本計画では市民の安全安心に関する他の分野とも連携を図っていきます。

本計画は、仙台市総合計画を上位計画とし、本市の分野別の諸計画との整合を図ったものとします。

■ 計画期間

計画の期間は、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とします。ただし、この期間中であっても、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜、計画の見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

■ 基本理念

市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現

2 基本目標

基本目標1 防犯力を高める人づくり

市民の身近で起こり得る犯罪を未然に防止するために、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、主体的に防犯対策を講じていくことを目指します。特に、子どもや高齢者等に対しては、地域全体でその防犯力を高め、育成していくことを促進します。

また、犯罪やそれを誘引する迷惑行為を防ぐために、正しいルールやマナーの習得とともに、思いやりの心や規範意識の向上を図っていきます。

基本的施策

- 1 防犯意識の高揚を図り、危険察知等の防犯力を高める
- 2 安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み
- 重点** 3 特殊詐欺の被害防止のための取り組み
- 重点** 4 子どもとその家庭の防犯力の強化・育成
- 5 高齢者、女性、障害者等の防犯力の向上
- 6 防犯力を高めるための、多様な媒体を活用した情報の発信

基本目標2 地域で支え合う防犯力の高い街づくり

自主防犯組織のみならず、町内会、学校、PTAなど、関係機関や団体が連携・交流し、地域総ぐるみでその特性に応じた質の高い防犯活動を進めていくことを推進していきます。

また、犯罪被害に遭った方々に対しては、権利、利益の回復と平穏な生活を取り戻すことができるように、関係機関から必要な支援が受けられるような取り組みを行います。

基本的施策

- 1 地域コミュニティの防犯力の向上
- 2 地域における自主防犯活動の充実
- 3 地域と一体となった子ども等の見守り活動
- 重点** 4 地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進
- 5 犯罪被害者等の支援

基本目標3 犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり

市民に身近な生活環境の防犯性を高めることや、環境美化活動等により美しい街を維持していくことにより、犯罪を起しにくい環境づくりを進めます。

また、自転車の迷惑走行やごみのポイ捨て、歩きたばこ等の迷惑行為を抑止する取り組みを推進し、犯罪を誘引する機会の減少に努めます。

基本的施策

- 1 迷惑行為等撲滅への取り組み
- 2 子どもの安全に配慮した環境の整備
- 3 犯罪リスクを低減させる道路、公園、建物等の整備促進

3 成果目標

2の基本目標に基づき、計画期間内の取り組みを行った成果の目安として、次の2項目を成果目標として設定し、効果的に重点施策等に取り組んでいくこととします。

1. 特殊詐欺の発生件数の減少

(平成27年) 220件(暫定値) → (平成32年) 160件以下

2. 子どもを対象とした声かけ事案等の発生件数の減少

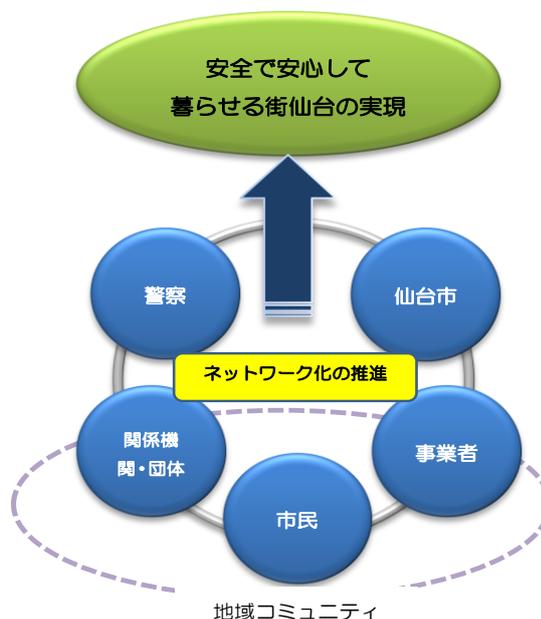
(平成27年) 251件 → (平成32年) 190件以下

4 計画の推進

■ 市民・事業者・関係機関等との連携

安全安心街づくりを推進するためには、市民・事業者・市が各々の責務を果たしつつ、相互に協力することが必要です。

また、県や警察等関係機関と情報の交換を図り、事業実施の支援を受けるなどの連携により、効果的、計画的な事業の推進を図ります。



■ 本市の推進体制

・庁内推進体制

市長を本部長とし、副市長及び全局・区長並びに事業管理者等を構成員とする「仙台市安全安心街づくり推進本部」において、本市における安全安心街づくりに係る施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、推進本部の目的を達成するため、各局主管課長等から構成する幹事会を置き、実効性のある施策展開を図ります。

・仙台市安全安心街づくり推進会議

学識経験者や関係行政機関の職員等から構成される「仙台市安全安心街づくり推進会議」において、進行状況に関する評価や計画の変更等、本市の安全安心街づくりに関する重要な事項を審議します。

■ 計画の進行管理

本計画の基本目標が達成され、基本理念が実現されるよう、本計画に掲げた各取り組みについては、毎年実施状況の把握を行い、適切な進行管理に努めるとともに、社会情勢の変化による新たな課題等にも対応できるよう適宜計画の見直しを行います。

5 安全安心街づくりを推進するための施策

